



情報(第78号)



令和2年1月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:https://ginza-syaroushi.com/

富永有隣の碑：江戸時代末期（幕末）の長州藩士。晩年に熊毛郡城南村（現在の田布施町）に住む実妹の元に身を寄せ帰来塾を開く。熊毛郡田布施町宿井（令和2年1月24日撮影）

被扶養者の国内居住要件



1 国際化の脅威

平成 15 年頃、サーズが猛威をふるいました。

政府は、水際作戦として、成田空港に近い施設を隔離収容所とすることで選定に入り、当時、社会保険庁の研修所が千葉県白井市にあつてこの候補となりました。そのため、職員研修が急遽中止となる破目になったのです（結局、使用されませんでした）。

このように人の流れが国際化すると、経済に好循環をもたらす反面、感染症の拡大もあり得るわけです。今号は、国際化が社会保険制度に影響を与える側面の解説です。

2 国内居住要件の追加

令和 2 年 4 月 1 日から健康保険の被扶養者の要件として、国内居住要件が追加されます。住民票が日本国内にあれば、原則として国内居住要件を満たします。日本国籍を有せず、日本で医療を受けることを目的として滞在する方は被扶養者として認定されないことになります。

3 国内居住要件追加をめぐる議論

第 198 回国会の参議院厚生労働委員会（令和元年 5 月 9 日）において、次のような答弁がされています。

根本厚生労働大臣（要旨）「今回の国内居住要件、元々、生活の拠点が日本にない親族までが健康保険の給付を受けることができるという在外被扶養者に関する問題、課題、これは前々から指摘されておりました。

原則に立ち戻って、基本は国内居住者要件だということにしたわけです。ただし、留学生とか海外に赴任する、これはきちんと例外として認めましょう、こういう体系につくり変えました。

その意味では、海外居住者はその国の公的社会保障を受けることが原則として考えており、それぞれの国の公的な社会保障を受ける、これが原則だと思います」。

樽見政府参考人「例えば高額医療サービスを受けている在留外国人の話、あるいはそうしたこと、今回の改正におきます、国保における確認の強化でありますとかあるいは被用者保険におきます被扶養者資格の国内居住要件でございますとか、そういうものについて、例えば市町村の担当者などを通じて、なかなか問題があるという話はたくさん来ていたわけでございます。

4 国内居住要件追加の趣旨

前項は、やや煙に巻いた感のある答弁ながら、例えば、外国人が被保険者でその家族は母国で生活していて被扶養者であると申立てするときには、認定が困難です（母国で就労しているかもしれないなど）。そして、被扶養者資格がないのに来日して高額医療サービスを受けることがあるというわけです。

我国は、社会保障において国籍要件を設けておらず内外平等であるところ、原則は、それぞれの国の公的な社会保障によるべきであるから、不当な差別には当たらないというわけです。

医療保険財政は限られた資源であり、それを守る必要があります、それは国富を守ることでもあります。

5 国内居住要件の原則

原則	住民票が日本国内にある者は国内居住要件を満たす
例外	住民票が日本国内にあっても海外で就労し、明らかに日本での居住実態がないときは国内居住要件を満たさない

6 国内居住要件の例外

外国に一時的に留学する学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航では、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外となります。

7 認定手続き及び添付書類

前項のことをふまえて、被扶養者として認定できるか否かについて審査を行うため、被扶養者（異動）届へ求める記載事項の定め添付書類が必要となります。

書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付する必要があります。

日本に住所あり	被扶養者認定の際には、住民票の写しを添付。ただし、マイナンバーによって認定対象者の住所が確認できるときは、添付が省略できます。 (従業員採用では、マイナンバー記載入りの住民票の提出を求めるようにしておくが効率的です)	
日本に住所なし	留学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
	赴任被保険者へ同行	査証、海外赴任辞令、海外の公的期間が発行する居住証明書等の写し

8 現に海外在住者の確認

令和2年4月1日からの施行に向けて、海外在住者について健康保険協会から確認リストが今月29日発送されますから、来月25日までに確認結果の提出が必要となります。

当法人では、社会保険・労働保険の手続きの代行を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
 URL: https://ginza-syaroushi.com/